

# 日蓮聖人の女人成仏について (一)

——法華經の成仏の文証に關して——

桑 名 貫 正

## 一、はじめに

日蓮聖人の周囲には、数多くの女性信者がおられたことは周知の通りである。名前の確認が出来た数だけでも六六人見える。<sup>(1)</sup>その他名前不明の女性信者達もおられる。日蓮門下中、女性信者の占める割合を計算すると、現在二六七人の名前が確認されているから、約四分の一に及んでいる。また女性宛の書簡も九〇篇現存し、<sup>(2)</sup>これは日蓮聖人遺文の正篇四四三の五分の一に相当する。この様な事実から考えると、いかに日蓮聖人が女性教化に対して重きを置いていたか、理解できよう。

その女性教化の内容の一端を今、千日尼の返書に伺うと「御文に云、女人の罪障はいかがと存候へども、御法門に法華經は女人の成仏をさきとするぞと候しを、万事はたのみまいらせ候て等云<sup>(3)</sup>」と述べられており、千日尼の切なる願いを簡めて法華經の女人成仏を、頼りに励む、姿を見ることができるといふことである。

日蓮聖人は一体この「法華經の女人成仏」の法門をどのように見られ、また門弟中の女性信者達にどの様に教示し、そしてその実践を勧めたのであろうか。という思いを回らした時に、聖人の成仏觀の根柢は、その依經とする法華經

日蓮聖人の女人成仏について(桑名)

日蓮聖人の女人成仏について(桑名)

に基づいているから、法華經の成仏の經文証拠を検討すればよいことになる。そこで、従来の研究業績を尋ねて見ると、管見の範囲に於いては意外なことに、この種の研究のまとまったものは見当らない。そこで本小論は、日蓮聖人の女人成仏觀の基盤となる法華經の成仏に関する經文文証の考察を試みるものである。その視点の方法としては第一に『日蓮聖人遺文』全四巻中において、日蓮聖人の目から見られた法華經の成仏に関する經文文証について、対象をしぼり検討をしたい。そして、成仏文証の説示を含めて、日蓮聖人の法華經品々の相関関係と、その勝劣についても試みたい。これらは、女人成仏觀の基礎作業と思えるからである。

二、遺文中に見られるところの法華經の成仏の文証

日蓮聖人が鑽仰してやまない伝教大師は、妙樂大師の龍女成仏の思想を受けついで即身成仏といひ当て嵌められたが、その即身成仏の文証は、浅井円道先生の指摘では提婆品の龍女成仏段と、觀普賢經の二句の文のみであると言われている。

それに対して日蓮聖人の場合、成仏に関して広くその文証を考察し検討した結果を大まかに言えば、次の各品に見られる。方便品・譬喻品・信解品・藥草喻品・授記品・化城喻品・五百弟子受記品・授學無學人記品・法師品・見宝塔品・提婆達多品・勸持品・如來壽量品・分別功德品・常不輕菩薩品・如來神力品・藥王品・陀羅尼品・妙莊嚴王本事品・普賢菩薩勸發品の二十品である。この二十品の内容を更に詳細に検討し、日蓮聖人の目から見られた各品における成仏の文証の内容を挙げれば、次の通りである。

1、方便品第二の文証(十証)

その① 唯<sup>レ</sup>仏<sup>ト</sup>与<sup>レ</sup>レ<sup>ト</sup>仏<sup>ト</sup>乃<sup>ク</sup>能<sup>ク</sup>究<sup>ム</sup>尽<sup>ス</sup>諸<sup>ノ</sup>法<sup>ノ</sup>実<sup>ノ</sup>相<sup>ニ</sup> (大正九・五頁C) (岩波上・六八頁)

日蓮聖人は西山殿御返事に「法華經にそめられ奉れば必<sup>ク</sup>仏<sup>ト</sup>なる」と述べられ、その証拠の經文には「經<sup>ニ</sup>云<sup>ク</sup>諸<sup>ノ</sup>実<sup>ノ</sup>相<sup>ニ</sup> (定二二五二)を引用す。建治四年作の始聞仏乘義(真蹟完)にも「法華經唯<sup>レ</sup>仏<sup>ト</sup>与<sup>レ</sup>レ<sup>ト</sup>仏<sup>ト</sup>乃<sup>ク</sup>能<sup>ク</sup>究<sup>ム</sup>尽<sup>ス</sup>者<sup>ノ</sup>爾<sup>ノ</sup>前<sup>ニ</sup>灰<sup>ノ</sup>身<sup>ノ</sup>滅<sup>ノ</sup>智<sup>ニ</sup>二乘<sup>ノ</sup>押<sup>レ</sup>二煩惱<sup>ノ</sup>業<sup>ノ</sup>苦<sup>ノ</sup>三<sup>ノ</sup>道<sup>ノ</sup>一說<sup>ニ</sup>法<sup>ノ</sup>身<sup>ノ</sup>般<sup>ノ</sup>若<sup>ノ</sup>解<sup>ノ</sup>脫<sup>ニ</sup>二乘<sup>ノ</sup>還<sup>ノ</sup>作<sup>ノ</sup>仏<sup>ト</sup>。菩薩<sup>ノ</sup>凡<sup>ノ</sup>夫<sup>ノ</sup>亦<sup>ク</sup>如<sup>ク</sup>レ<sup>ト</sup>是<sup>ノ</sup>釈<sup>也</sup>」(定一四五四頁)と述べ、成仏の經証と見ている。又、この經文を以て次の様な表現をされている。太田左衛門尉御返事に十界衆生の成仏を明す(定一四九七頁)。秀句十勝鈔に果分の法を示す(真蹟完・定二二六二頁)等の文が見られるのである。

その② 其<sup>ノ</sup>求<sup>ム</sup>二緣<sup>ノ</sup>覺<sup>ノ</sup>一者<sup>ノ</sup>比<sup>レ</sup>丘<sup>ノ</sup>比<sup>レ</sup>丘<sup>ノ</sup>尼<sup>ノ</sup>乃<sup>ク</sup>至<sup>ク</sup>合<sup>ノ</sup>掌<sup>以</sup>二敬<sup>心</sup>一欲<sup>レ</sup>聞<sup>二</sup>具<sup>ノ</sup>足<sup>ノ</sup>道<sup>一</sup> (大正九・六頁C) (岩波上・七八頁〇頁)

右の文を文永十年作の觀心本尊抄(真蹟完)に引き「此<sup>レ</sup>即<sup>レ</sup>緣<sup>ノ</sup>覺<sup>ノ</sup>界<sup>ノ</sup>所<sup>ノ</sup>具<sup>ノ</sup>十<sup>ノ</sup>界<sup>也</sup>」(定七〇四〜五頁)と述べ。緣覺が成仏した姿の具體的なる經文証拠として見られているのである。尚、前年作の開目抄(真蹟身延曾存)には「欲聞具足道」を釈して「具<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>十<sup>ノ</sup>界<sup>ノ</sup>互<sup>ノ</sup>具<sup>也</sup>。足と申は一界に十界あれば当位に余界あり。満足の義なり。……十界に皆<sup>レ</sup>己<sup>ノ</sup>界<sup>ノ</sup>の仏界を顯す」(定五六九〜七〇頁)と説き、成仏には十界互具の原理が基本なるを論じ、欲聞具足道にその義があると見られたのである。

その③ 欲<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>衆<sup>ノ</sup>生<sup>ノ</sup>開<sup>二</sup>二<sup>ノ</sup>仏<sup>ノ</sup>知<sup>見</sup>一 (大正九・七頁a) (岩波上・九〇頁)

右の文を以て二一歳作の戒体即身成仏義に「我<sup>ノ</sup>身<sup>ノ</sup>具<sup>二</sup>十<sup>ノ</sup>界<sup>一</sup>得<sup>レ</sup>意<sup>時</sup> 欲<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>衆<sup>ノ</sup>生<sup>ノ</sup>仏<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>知<sup>見</sup>と説て、自身に一分の行無<sup>レ</sup>して即身成仏する也」(定一三三頁)と説き。五一歳作の開目抄(真蹟曾存)では十界のすべてに、己界の仏界がある經文証拠と示し(定五七〇頁)。五二歳作の觀心本尊抄(真蹟完)は、この經文を以て「是<sup>レ</sup>九<sup>ノ</sup>界<sup>ノ</sup>所<sup>ノ</sup>具<sup>ノ</sup>仏<sup>ノ</sup>界<sup>也</sup>」(定

七〇四頁)と総論にて具体的に衆生に十界互具がある経文証拠として論じられ、成仏できることを強調しているのである。

その④ 声聞若 菩薩 聞ニ我所説法、乃至於一偈、皆成仏 無レ疑 (大正九・八頁 a) (岩波上・一〇四く六頁)

建長七年三八歳作の蓮盛鈔に右の経文を根拠とし、次の様にいう「問」云、法華は貴賤男女何の菩提の道を得べきや。答云、乃至於一偈、皆成仏無レ疑云」と法華行者の成仏がまちがいになく可能なことをいうのである。

その⑤ 如レ我等無レ異 (大正九・八頁 b) (岩波上・一〇八頁)

右の文を以て成仏の証文と説かれている遺文は文永九年五一歳作の日妙聖人の御書(真蹟断存)の「我等具縛の凡夫忽に教主釈尊と功德ひとし。彼の功德を全体うけとる故なり。経云、如我等無異等」と法華経を得レ心者は釈尊と齊等なりと申文なり。」の説がそれである。

その⑥ 我昔如ニ所願、今者已満足、化ニ一切衆生、皆令入ニ仏道 (大正九・八頁 b) (岩波上・一〇八頁)

この経文を、正元元年三八歳作、爾前ニ乗不作仏事(真蹟身延曾存)に引き、法華経は十界皆成仏なることが分明である証拠として引用している。その具体的な例は、「彼達多墮ニ無間ニ授、天王仏記、龍女成仏、十羅刹女悟ニ仏道、阿脩羅受ニ成仏、総記、一人天・二乘・三教、菩薩入ニ円妙仏道」(定一四六頁)と示されている。他書にも成仏の文証として論じられている。

その⑦ 若人為レ仏故、建ニ立諸形像、乃至 如レ是諸人等、皆已成ニ仏道 (大正九・八頁 c) (岩波上・一一

四頁)

観心本尊抄(真蹟完)には「経云、若人為仏故乃至皆已成道等」の文を「此人界所具十界」(定七〇四頁)の文証なりとして具体的に述べられた。人が仏を供養する為に形像を建立するならば、人界の中からこの人は必ず仏道を成就する経証という。その具体的なる事例としては、弘安二年五八歳作の日眼女釈迦仏供養事(真蹟曾存)に示され、日眼女が釈迦仏を造った功徳を讃えて「若人為仏故建立立諸形像」如是諸人等皆已成仏道云云」と経文を挙げ、釈して「文の心は一切の女人釈迦仏を造り奉れば、現在には日々月々の大小の難を払ひ、後生には必仏になるべしと申文也。」(定一六四二頁)といわれているのは、その良き例である。

その⑧ 一称二南無仏、皆已成仏道、(大正九・九頁a)(岩波上・一一六頁)

正嘉二年三七歳作の一代聖教大意(目師本元)に「散善開会之文、一称二南無仏、皆已成仏道一文。」と述べられ、正元元年三八歳作の守護國論(真蹟身延曾存)には「攝論宗、法華經、一称南無之別時意趣、此等皆訳者人師、誤也。」と論じており、成仏の経文証拠として引かれている。

その⑨ 若有聞法者、無三不成仏、(大正九・九頁b)(岩波上・一一八頁)

この成仏の文証は十五書に引き、遺文中最多の用例である。その一例を挙げれば、千日尼御返事(真蹟完)「若有一聞法者、無下不成仏上云。文字は十字にて候へども法華經を一句よみまいらせ候へども、釈迦如来の一代聖教をのこりなく読にて候なるぞ。」(定一七五九頁)。上野尼御前御返事(真蹟断存)「文の心は此經を持、人は百人は百人ながら、千人は千人ながら、一人もかけず仏に成と申文也。」(定一八九〇頁)と。佐前に三例。佐後十二例あって、これは南無妙法蓮華經を唱える者を指している。

日蓮聖人の女人成仏について(桑名)

その⑩ 菩薩聞<sup>ニ</sup>是法<sup>一</sup> 疑網皆已除<sup>ニ</sup> 千二百羅漢 悉亦当<sup>ニ</sup>作仏<sup>一</sup> (大正九・一〇頁a) (岩波上・一二八頁)  
建治三年五六歳作の法華初心成仏鈔(祐師目録存)には、その菩薩を活釈して、菩薩・二乗・凡夫が含まれるとし  
右の文を成仏の經文証拠として見られている。「菩薩聞<sup>ニ</sup>是法<sup>一</sup> 疑網皆已除<sup>ニ</sup>と云る。豈是菩薩の得益なしと云はんや。  
……此等の文の心は、利根にてもあれ鈍根にてもあれ、持戒にてもあれ破戒にてもあれ、貴もあれ賤もあれ、一切の  
菩薩・凡夫・二乗は法華經にて成仏得道なるべしと云文なるをや。」(定一四一八頁)。尚、千二百羅漢の成仏につ  
いては開目抄(真蹟身延曾存定五四二頁)等で論じている。

以上の様に、日蓮聖人遺文上には方便品の成仏に関する文証拠として十証見ることが出来る。次に譬喩品に関して  
は四証例が見られる。

## 2、譬喩品第三の文証(四証)

その① 舍利弗 汝於<sup>ニ</sup>未來世<sup>一</sup>乃至当<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>作仏<sup>一</sup> 号曰<sup>ニ</sup>華光如来<sup>一</sup> (大正九・一二頁b) (岩波上・一四二頁)  
右の舍利弗の授記に関する内容については、十五御書において見られる。乗作仏の代表者である舍利弗の成仏を開  
目抄(真蹟身延曾存)では次の様という。舍利弗等の二乗の成仏は法華經にて初めて認められ、諸經にはないと論じ  
られている(定五四二頁)。観心本尊抄(真蹟完)では、舍利弗の成仏(授記)を以て「經云、舍利弗乃至華光如来  
等云。此声聞界所具十界也」(定七〇四頁)と述べ、二乗成仏の經文証拠として論じられている。

その② 釈提桓因梵天王等、与<sup>ニ</sup>無數天子<sup>一</sup>乃至 我等亦如<sup>レ</sup>是、必当<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>作仏<sup>一</sup> 於<sup>ニ</sup>一切世間<sup>一</sup> 最尊無<sup>レ</sup>  
有<sup>レ</sup>上 (大正九・一二頁a) (岩波上・一五四―一六頁)

日蓮聖人はこの文こそ、具体的に梵天・帝釈・諸天が成仏した姿としてとらえており、この經文を観心本尊抄(真

蹟完)に引いて次の様にいうのである。「經云、大梵天王乃至我等亦如是、必當得作仏等云云。此天界所具十界也」(定七〇四頁)と。

その③ 今此三界、皆是我有、其中衆生悉是吾子(大正九・一四頁c)(岩波上・一九八頁)

文永九年五一歳作の日妙聖人御書(真蹟断存)に「六度の功德を妙の一字にをさめ給て、末代悪世の我等衆生に一善も修せざれども六度万行を満足する功德をあたへ給。今此三界皆是我有、其中衆生悉是吾子これなり。我等具縛の凡夫忽に教主釈尊と功德ひとし。彼の功德を全体うけとる故なり。」(定六四四―四五頁)。と述べられて、釈尊と私達と親子關係にある文証として示している。子は父なる釈尊が、その六度満行の功德を悉くおさめ尽した妙法を受持することにより、釈尊と功德がひとしく仏と成ることの証拠文証とされたのである。親(釈尊)の功德の全体を譲り受ける果報によって、はじめて成仏が出来ることを強調されている。ここに聖人の成仏觀の特色がある。

その④ 若人不信毀謗此經、則斷一切世間、仏種、乃至其人命終入阿鼻獄(大正九・二五頁b)(岩波上・二〇八頁)

右の文は、日蓮聖人遺文の五三の御書に六六回引用されている。その用例は法華經を謗れば地獄行の文証として。ただ一回、その用例が異なるのは文應元年三九歳作の十法界明因果鈔(進師本)である。この經文を活積して捉え、逆に信ずる側の功德として往生成仏となると論じているのである。「法華經譬喻品云、若人不信毀謗此經、(中略)入阿鼻獄一文。此文意不嫌小乘、三賢已前・大乘、十信已前・末代、凡夫十惡・五逆・不孝父母・女人等。此等聞法華經名字、或唱二題名、受二持誦、誦一字一句四句一品一卷八卷等、乃至亦如上行人隨喜讚歎人、自法華經一之外、代聖教深習達義理、堅持二大小乘戒、勝於如二大菩薩、者上可遂、往生成仏一説」(定一

日蓮聖人の女人成仏について(桑名)

七二—三頁)。とあるから逆説的往生成仏の文証と見られることもできるのである。

### 3、信解品第四の文証(一証)

その① 無上宝聚、不<sub>レ</sub>求自得(大正九・一七頁c)(岩波上・二四二頁)

右の経文は四大声聞の領解の文である。この経文引用は四御書に見られる。文永十年五二歳作の観心本尊抄(真蹟完)では、受持譲与段(三十三字段)に引き、釈尊の因行果徳のすべての功徳が我等に自然に譲与される、経証として四大声聞の領解の文を挙げられている。「四大声聞領解云、無上宝珠不求自得云」。そしてこの文こそが「我等、已心声聞界」(定七一—頁)の証拠経文なのだといふのである。實際上の四大声聞の授記は授記品第六にて、その文証が見えるけれども、日蓮聖人は信解の四大声聞の領解の文にも我等が已心に具足する所の声聞界の仏界(成仏)があると判断されているのである。

### 4、菓草喻品第五の文証(一証)

その① 所以者何、唯有<sub>二</sub>如来<sub>一</sub>、知<sub>二</sub>此衆生、種相体性<sub>一</sub>(大正九・一九頁b)(岩波上・二七〇頁)

天台大師は法華文句にて、この経文の種を釈して相對と就類め二種の開会を述べている(法華文句記卷十九・十五右)。日蓮聖人は弘安三年五九歳作の妙一女御返事に、成仏には種類種・相對種(妙染は文句記卷十九・十五左にて敵對とも名づけている)の成仏があることを論じ、その二種の成仏の根拠は本門の壽量品にあるといふ。「迹門にして得道せる人々、種類種相對種の成仏、何れも其美義は本門壽量品に限(る)」。 (定一七九頁)。この二種の開会(成仏)について、もう少し詳しく見ると、建治四年宮木殿に宛た始聞仏乘義(真蹟完)の手紙に見える。「問、法華三昧心如何。答、夫末代、凡夫修<sub>二</sub>行法華經<sub>一</sub>、意有<sub>レ</sub>二。一就種類開會、二相對種開會也。問、此名出<sub>レ</sub>何。答、



法華經第三葉草喩品云、種相体性四字、其四字中、第一種、一字、一就類種、二相對種（定一四五二頁）があると言ひ。就類種の開会の内容は小善即大善の小善成仏であるという。相對種開会の成仏は煩惱業苦の三道の当体を押えて、法身般若解脱の三徳にかえることだ。というのである。つまり反対の開会ということであつて例えば毒を押えとなす。三道（悪）即三徳（善）。煩惱即菩提の法門といふのである。この敵對種開会こそ、「始聞、法華經、」法門だといふのである（定一四五四頁）。そして「末代凡夫聞、此法門、唯我一人非成仏、父母又即身成仏、」（定一四五四頁）と親子同時成仏を論じている。ここには、日蓮聖人の成仏觀の特色が見られる。また、この親子同時成仏については、次の授記品の經文を引用されて論ぜられるところであるから次に論じてみよう。

#### 5、授記品第六の文証（四証）

授記品の成仏の文証は四大証開の授記の文である。

その① 摩訶迦葉。於未來世、乃至得成爲仏。名曰光明如来（大正九・二〇頁b、c）（岩波上・三二二頁）

その② 須菩提。於當來世、乃至得成爲仏。名曰三三相如来（大正九・二二頁a）（岩波上・三二〇頁）

その③ 大迦旃延。於當來世、乃至當得作仏、名曰閻浮那提金光如来（大正九・二二頁b）（岩波上・三二四頁）

四頁）

その④ 大目犍連。乃至當得成仏。名曰多摩羅跋旃檀香如来（大正九・二二頁c）（岩波上・三二八、三

〇頁）

四大声聞の四人の個有名詞を以て、その成仏を一諸に述べている遺文は開目抄（真蹟身延曾存）だけである。「法

日蓮聖人の女人成仏について（桑名）

日蓮聖人の女人成仏について(桑名)

華經の現文を拝見するに、舍利弗、華光如來、迦葉、光明如來、須菩提、名相如來、迦旃延、閻浮那提金光如來、目連、多摩羅跋旃檀香仏」(定五四二頁)の言である。この文は四大声聞等の成仏をもって、二乗作仏の文証としており、諸經には二乗作仏がないと論じている。また観心本尊抄(真蹟完)では、この四大声聞の成仏を以て声聞界所具の十界の文証と見られている。「經云、舍利弗乃至華光如來等云云。此声聞界所具十界也」(定七〇四頁)。他の遺文にても四大声聞の成仏が説かれている。尚、親子同時成仏については「目連尊者……南無妙法蓮華經と唱て多摩羅跋旃檀香仏となり給、此時母も仏になり給、」(定四九三)。また孟蘭盆御書(真蹟完)に「目連尊者……やがて仏になりて……此時こそ父母も仏になり給へ」(定一七七四頁)と見ることが出来る。

6、化城喻品第七の文証(二証)

その① 願以<sup>ハ</sup>此功德<sup>ニ</sup> 普及<sup>ス</sup>於<sup>テ</sup>一切<sup>ニ</sup> 我等<sup>ト</sup>與<sup>テ</sup>衆生<sup>ニ</sup> 皆共成<sup>ス</sup>仏道<sup>ニ</sup> (大正九・二四頁c) (岩波中・五二頁)

弘安三年五九歳作の孟蘭盆御書(真蹟完)には、治部殿の祖母が、孫の治部房に導かれて成仏できることを強調されている(定一七七五〜六頁)。その先例として目連尊者の親子同時成仏の法門が説かれたのである。親子同時成仏の文証として、ここでは右の經文を証拠に挙げられている。「目連尊者が法華經、信まいらせ大善は、我が身仏になるのみならず、父母仏になり給。上七代下七代、上無量生下無量生の父母等存外に仏となり給。乃至子息・夫妻・所従・檀那・無量衆生三惡道をはなるのみならず、皆初住・妙覺の仏となりぬ。故に法華經第三云、願以<sup>ハ</sup>此功德<sup>ニ</sup> 普及<sup>ス</sup>於<sup>テ</sup>一切<sup>ニ</sup> 我等<sup>ト</sup>與<sup>テ</sup>衆生<sup>ニ</sup> 皆共成<sup>ス</sup>仏道<sup>ニ</sup>云云。されば此等をもって思に、貴女は治部殿と申孫を僧にてもち給へり……」(定一七七五頁)とある様に成仏の經文文証として見ることが出来るのである。

その② 在在諸仏土、常与レ師俱生（大正九・二六頁c）（岩波中・八四頁）

弘安元年五七歳作の華果成就御書に右の経文を以て日蓮聖人と故道善房の師弟關係を論じている。「日蓮法華經を弘る功徳は必ず道善房の身に帰すべし。あらたうとたうと。よき弟子をもつときんば師弟仏果にいたり、あしき弟子をたくはひぬれば師弟地獄にをつといへり。師弟相違せばなに事も成べからず。」（定一五〇〇頁）と述べ。この様な師弟關係をもつて成仏を論ずる例は文永三年四五歳作の秋元殿御返事にも見られる。この書は秋元殿の方から日蓮聖人の弟子になりたいという申し出に対する返書である。「聖人の仰を承候に、法華經の題目に限て可レ弘由聴聞申して御弟子の一分に定り候。」（定四〇五〜六頁）、これに対して日蓮聖人は次の様に答えている。「法華經は末法の始、五百年に弘まり給ふべきと聴聞仕り御弟子となると仰候事。師檀となる事は三世の契り種熟脱の三益別人を求んや。在在諸仏土、常与レ師俱生……彌信心をいたし給べし、信心をいたし給べし。」（定四〇七頁）。これは師檀の關係である。

次に師弟の關係は文永九年五一歳作の最蓮房御返事に見られる。これも又、最蓮房側からの申し出である。「御状云、去二月の始より御弟子となり、帰伏仕候上は、自今以後者人数ならず候とも御弟子、一分と被二思食一候はば、恐悦に可二相存一候云云。」（定六二〇頁）に対して「經の文には存在諸仏土、常与レ師俱生……案二此經釈一、自二過去無量劫一已来有二師弟契約一歟。我等於二末法濁世一、生を南閻浮提大日本国にうけ、忝も諸仏出世之本懐たる南無妙法蓮華經を口に唱へ心に信じ身に持ち手に翫ぶ事、是偏に過去の宿習なる歟。」（定六二〇—二頁）と述べられ、「念仏・真言等の邪法・邪師を捨てて日蓮が弟子となり給らん難レ有事也。」（定六三三頁）「實に無始皀劫之契約、常与師俱生の理ならば、日蓮今度成仏せんに貴辺豈相離レ可レ墮二在惡趣一哉。」（定六二四頁）と答えている。

日蓮聖人の女人成仏について（桑名）

以上の内容から考えて、日蓮聖人は化城喩品のその①、その②の經文を、成仏の文証として捉えていたと理解できよう。

7、五百弟子受記品第八の文証(二証)

その① 富樓那乃至 漸漸具足菩薩之道、過無量阿僧祇劫。當下於此土得阿耨多羅三藐三菩提上。號曰法明如來。(大正九・二七頁c) (岩波中・九八頁)

遺文中に富樓那の成仏を固有名詞を挙げて明確に論じているのは、文永九年五一歳作、開目抄(真蹟曾存)の「法華經の現文を拝見するに……富樓那法明如來」(定五四二頁)という授記の文だけでもかも知れない。然し、総称として声聞の成仏を論じている場合にも、富樓那の成仏の義があり得ると思う。例えば観心本尊抄(真蹟完)で、舍利弗の成仏を論じて「此声聞界所具十界也」(定七〇四頁)という、声聞界十界互具の義は当然と富樓那にも当て嵌まる筈である。また二乗作仏の義にも当然と富樓那等の成仏が含まれるであろうと思われる。

その② 是千二百阿羅漢 我今當現前次第授阿耨多羅三藐三菩提記 乃至號曰普明如來。(大正九・二八頁b) (岩波中・一〇八頁)

千二百阿羅漢の成仏を述べる遺文は、開目抄の「五百・七百普明如來」(定五四二頁)の文である。千二百羅漢の成仏に関しては、文永十年五二歳作の小乘大乘分別鈔(真蹟断存)に「二乗作仏諸經になくば、仏の御弟子……神通第一の目連等の十大弟子・千二百の羅漢……過去遠劫より未來無數劫にいたるまで法華經に値たてまつらば、永く色心俱に滅して永不成仏の者となるべし」(定七七一頁)と論じられている。建治三年五六歳作の法華初心成仏鈔(祐師目錄存)にも、同様の内容が述べられている(定一四三〇頁)。千二百羅漢の個々について論じられている所

は、文永三年四五歳作の法華題目抄（真蹟断存）の須梨樂特「鈍根第一の須梨樂特は智慧もなく悟もなし。只一念の信ありて普明如来と成給ふ。」（定三九二頁）と、個有名詞が見える。建治元年五四歳作の上野殿御返事（興師本）「天眼第一のあなりち……普明如来と成べきよし、仏に仰をかほらせ給き。」（定九八七～八頁）と見える。また阿那律に関しては他の遺文にも見える。

#### 8、授学無学人記品第九の文証（三証）

- その① 阿難 汝於ニ来世ニ当<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>ニ作<sub>レ</sub>仏<sub>ニ</sub> 號<sub>ニ</sub>山海慧自在通王如来<sub>ト</sub>（大正九・二九頁c）（岩波中・二二四頁）
- その② 羅 羅 汝於ニ来世ニ当<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>ニ作<sub>レ</sub>仏<sub>ニ</sub> 號<sub>ニ</sub>蹈七宝華如来<sub>ト</sub>（大正九・三〇頁a）（岩波中・二二〇～二頁）
- その③ 学無学、千人乃至 各得<sub>レ</sub>ニ成<sub>レ</sub>仏<sub>ニ</sub> 皆同<sub>ニ</sub>一號<sub>ト</sub> 名曰<sub>ニ</sub>宝相如来<sub>ト</sub>（大正九・三〇頁b）（岩波中・一三四～六頁）

阿難・羅 羅・学無学 二千人は、四十二年の間、敗種の二乗として永不成仏と嫌はれていたが、法華経に来て成仏できたと言ふ日蓮聖人は強調しているのである。阿難・羅 羅・学無学 二千人の成仏を一緒に論ずる遺文は、聖愚問答鈔（定三七五頁）と開目抄（真蹟曾存・定五四二頁）であり、日蓮聖人の強調する内容説明も詳しい。又、阿難の成仏に関して言う所は①念仏無間地獄鈔（定三五五頁）②唱法華題目鈔（定一八五頁）③諸法実相鈔（定七二八頁）④報恩抄（真蹟曾存・定二二四九頁）等に見える。羅 羅の成仏に関しては①開目抄（真蹟曾存・定五六二頁）②千日尼御返事（真蹟完・定一七六〇頁）等に見える。

#### 9、法師品第十の文証（五証）

- その① 蕪王 汝見<sub>レ</sub>下<sub>ニ</sub>是<sub>レ</sub>大衆<sub>中</sub>無量<sub>ノ</sub>諸<sub>ノ</sub>天 龍王夜叉 乾闥婆阿修羅迦樓羅緊那羅摩 羅伽人<sub>ト</sub>与<sub>ニ</sub>非人<sub>ト</sub> 及<sub>レ</sub>比丘比
- 日蓮聖人の女人成仏について（桑名）

日蓮聖人の女人成仏について(桑名)

丘尼 優婆塞優婆夷、求<sup>ル</sup>聲聞<sup>ノ</sup>者 求<sup>ル</sup>壁支<sup>ノ</sup>者 求<sup>ル</sup>仏道<sup>ノ</sup>者 如<sup>キ</sup>是等類<sup>ノ</sup>咸於<sup>ニ</sup>仏前<sup>ニ</sup>聞<sup>ク</sup>妙法華經<sup>一</sup>  
偈一句<sup>一</sup> 乃至一念<sup>ニ</sup>隨喜<sup>スル</sup>者 我<sup>ハ</sup>皆与<sup>テ</sup>授記<sup>ス</sup> 当<sup>レ</sup>得<sup>テ</sup>阿耨多羅三藐三菩提記<sup>一</sup> (大正九・三〇頁c) (岩波中・  
一四〇頁)

日蓮聖人は右の經文を以て、序品第一に列座する四阿修羅王の上首である所の婆稚阿修羅が具体的に成仏した文証として、次の様に見られている。観心本尊抄(真蹟完)「經云、婆稚阿修羅王乃至聞一偈一句得阿耨多羅三藐三菩提等云。修羅界所具十界也。」(定七〇四頁)。観心本尊抄以前に於ても阿修羅の成仏は論じられていた。正元元年三八歳作の爾前二乘菩薩不作仏事(真蹟身延曾存)の「阿脩羅受二成仏總記」(定一四六頁)の文であるが、その經証は示されていなかったのである。

その② 又如來滅度之後 若有<sup>レ</sup>人 聞<sup>ク</sup>妙法蓮華經<sup>一</sup>乃至一偈一句<sup>一</sup> 一念<sup>ニ</sup>隨喜<sup>スル</sup>者 我<sup>ハ</sup>亦与<sup>テ</sup>授<sup>ケ</sup>阿耨多羅三藐三菩提<sup>一</sup> (大正九・三〇頁c) (岩波中・一四〇―二頁)

日蓮聖人は右の經文を以て、聖人御自身における成仏の保証である文証として論じられている。例えば、文永八年五十歳作の転重經受法門(真蹟元)に、譬喩品の輕賤憎嫉而懷<sup>ニ</sup>結恨<sup>一</sup>の文。法師品の如來現在猶多<sup>ニ</sup>怨嫉<sup>一</sup>況滅度<sup>ノ</sup>後の文。勅持品の加<sup>ニ</sup>刀杖<sup>一</sup>、數<sup>ト</sup>數<sup>ト</sup>見<sup>レ</sup>擯<sup>出</sup>の文。安樂行品の一切世間多<sup>レ</sup>怨難<sup>レ</sup>信<sup>ノ</sup>の文。等を身を以て色説體驗されていることを挙げ(定五〇八頁)、「今日蓮法華經一部よみて候。一句一偈に猶受記をかほれり。何況一部をやと、いよいよたのもし。」という文である(定五〇八頁)。又、建治元年五四歳作の種種御振舞御書(真蹟身延曾存)にも「仏滅度後二千二百余年が間、恐は天台智者大師も一切世間多怨難信の經文をば行じ給はず。數數見擯出の明文は但日蓮一人也。一句一偈我皆与授記は我也。阿耨多羅三藐三菩提は疑なし。」(定九七一頁)等に見られる文

を挙げる事ができる。

その③ 若有<sup>レ</sup>人問<sup>ト</sup>何等<sup>ノ</sup>衆生<sup>カ</sup>於<sup>ニ</sup>未來世<sup>ニ</sup>當<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>作<sup>スル</sup>佛<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup> 應<sup>レ</sup>示<sup>ス</sup>是<sup>ノ</sup>諸人<sup>等</sup>於<sup>ニ</sup>未來世<sup>ニ</sup>必<sup>ク</sup>得<sup>ニ</sup>作<sup>スル</sup>佛<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup> (大正九・三〇頁c) (岩波中・一四二—四頁)

日蓮聖人は右の經文を建治二年作の法華初心成仏鈔(祐師目錄存)にて引かれ、次の様に釈している。「文の心は、何なる衆生か仏になるべきと問はば、法華經を受持し奉<sup>ん</sup>人必ず仏になるべしと答<sup>ふ</sup>べき也。是仏の御本意也」(定一四二四頁)。これは、成仏という事は法華經受持、以外にありえない。という經文証拠として見られておられた。

その④ 是人<sup>ノ</sup>歡喜<sup>シ</sup>說<sup>フ</sup>法<sup>ヲ</sup>、須臾<sup>モ</sup>聞<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>、即<sup>チ</sup>得<sup>ル</sup>究<sup>ム</sup>竟<sup>ヲ</sup>、阿耨多羅三藐三菩提<sup>ヲ</sup>一 (大正九・三頁a) (岩波中・一四六頁)

日蓮聖人の法華經の成仏觀には法華經を得て須臾に成仏(菩提)できるといふ考え方があつた。例えば建長七年三四歳作の蓮盛鈔に右の經文を引用し、「此菩提を得<sup>ル</sup>事、須臾も此法門を聞<sup>ク</sup>功德也。」(定一八頁)と論じられていることからも知ることができる。この須臾聞之の成仏に於いては、日蓮聖人に二通りの解釈があつたことが見られる。その一は、仁治三年二一歳作の戒体即身成仏義(祐師目錄存)に見られる。法華開会の戒体を示すに、これは仏因仏果の戒体であるから、戒を受ければそのまま即身成仏できるといふ。しかし、梵網經・瓔珞經の大乗戒は「菩薩は又歴<sup>ス</sup>無量劫<sup>ニ</sup>可<sup>シ</sup>成<sup>ス</sup>佛<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup> 誓願して發得せし戒体也。須臾聞之即得究竟の戒体と不<sup>レ</sup>可<sup>シ</sup>成<sup>ス</sup>。」(定八頁)の欠点がある。と説き、法華開会の戒体との相違を述べている。文應元年三九歳作の十法界明因果鈔(進師本)にも、法華經は速疾頓成の戒であると捉え、「衆生受<sup>レ</sup>三<sup>ニ</sup>佛<sup>ト</sup>戒<sup>ヲ</sup>、即<sup>チ</sup>入<sup>ル</sup>諸<sup>ノ</sup>佛<sup>ノ</sup>位<sup>ニ</sup>等<sup>ノ</sup>文、法華經、須臾聞之即得究竟<sup>ノ</sup>文同<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>。」(定一八一—二頁)である。と論じているから、この二書に見られる須臾聞之の成仏は受戒成仏をさしているのである。

日蓮聖人の女人成仏について(桑名)

一方、佐後になると、その須臾聞之の成仏は受戒ではなく、法華経のお題目を唱える、唱題成仏・受持成仏が強調されているのである。例えば、文永九年五一歳作の祈祷鈔(真蹟身延皆存)には、法華経を「人に説聞かせ給はずば仏種をたたせ給ふ失あり(定六七〇頁)は、法華経の文字は釈迦如来の御魂也(定六七一)、行者は……身は不浄なりとも、戒徳は備へずとも南無妙法蓮華経と申さば必守護し給べし(定六七九頁)」ということを踏えられて、「法華経は須臾の間此を聞て仏になれり」(定六六七頁)と主張する内容である。この考え方が更に明確なのは、観心本尊抄(真蹟完)の次の「釈迦多宝諸仏我仏界也。紹繼其跡一受二得其功德。須臾聞之即得究竟阿耨多羅三藐三菩提是也。」(定七二二頁)の文である。其の功徳を受得すというのは、受持護与段(三十三字段)の「釈尊因行果徳、二法妙法蓮華経、五字具足。我等受二持此五字、自然護与、彼因果功徳。」(定七一頁)を指している訳だから、つまり妙法五字を受持すれば、唱えれば成仏できるという主張である。従って、須臾聞之を引用して成仏を論ずる場合でも、佐前と佐後との相違が見られることが知られる。

その⑤ 一切菩薩阿耨多羅三藐三菩提皆属二此経一(大正九・三一頁C)(岩波中・一五六頁)

正嘉二年三七歳作の一代聖教大意(目師本)に、右の経文を引き、菩薩の義を活釈して次の様に説かれているのである。「此文菩薩者九界之衆生 善人悪人女人男子 三蔵教声聞・縁覚・菩薩 通経之三乗 別教之菩薩 爾前之円教之菩薩 皆此経力不レ有者仏成まじと申文也。」(定六七頁)と。又、この経文を建治三年五六歳作の法華初心成仏鈔にも引用し、成仏を次の様に説かれるのである。「文の心は、利根にてもあれ鈍にてもあれ、持戒にてもあれ、貴もあれ賤もあれ、一切の菩薩・凡夫・二乗は法華経にて成仏得道なるべしと云文なるをや。」(定一四一八頁)と活釈している。この両書は、法華経に説かれる所の成仏の経文証拠として、引用されていることを認識できよう。



以上、方便品より法師品における九品について、日蓮聖人が見られた成仏に関する經文証拠を三三の文証を挙げて検討を試みて来た。以後の見宝品より勸発品に至る十一品については、聖人遺文上に於て三四文証が見られるところであるが、今は紙数の都合上、その成仏に関する經文証拠等の文証を含めて、日蓮聖人が見られた法華經品々の相關関係及び勝劣についても、他日を期したい。(未完)

(註)

- (1) (2) 拙論「日蓮聖人の女性観」(『日本仏教学会年報』第五十六号所収) 九八〜九頁。一一〇頁を参照。
- (3) 文中の(定一頁)は『昭和定本日蓮聖人遺文』全四巻の頁数の引用を示す。弘安元年57歳作、真蹟完の『千日尼御前御返事』(定一五三八頁)。尚、紙数の都合上、遺文名の「」は省略した。
- (4) 浅井四道『上古日本天台本門思想史』一八五頁を参照。
- (5) 文中の(大正九・五頁C)は法華經の出典箇所である『大正新脩大藏經』第九巻の略称であり、その頁数を示す。(岩波上・六八頁)は坂本幸男訳の岩波文庫版『法華經』上中下巻の上巻の略称であり、その頁数を示す。以下同様に中巻下巻もすべて略称す。
- (6) 主師親御書に「今法華經に至て我願既に満足しぬ。我が如くに衆生を仏になさんと説給へり」(定四六頁)。と成仏の經証として述べている。(定九四頁・一五二頁・五七〇頁)参照。観心本尊抄(真蹟完)には「如し我等、無レ異。如し我、昔所願、今者已満足。化一切衆生、皆令入二仏道一。妙覺秋尊、我等血肉也。因果功德、非骨髄二乎。」と見られる。(定七一頁)。
- (7) 建治二年五五歳作の道場神守護事(真蹟完)には「法華文句」巻四の「賊称二南無仏、二尚得二天頭一。況賢者称十方尊神不二敬当二。但精進勿二懈怠二」(定二七四頁)の文を引き、更に詳しく解説しているので参照すべし。
- (8) その他の十三御書を挙げると①定三七頁②定二八三頁③定三六一頁④定一〇〇二頁真蹟完⑤定一一二頁真蹟完⑥定一二三頁真蹟断存・身延曾存⑦定二七九頁⑧定一三四八頁與師写再治本⑨定一八一三頁真蹟断存⑩定一八二〇頁真蹟断存⑪定一八五九頁真蹟完⑫定二〇三八頁⑬定三三九頁真蹟断存。

日蓮聖人の女人成仏について(桑名)

日蓮聖人の女人成仏について(桑名)

- (9) 開目抄・観心本尊抄以外の御書は①定三五頁②定三七五頁③定三九二頁真蹟断存④定六六八頁真蹟身延曾存⑤定八一五頁真蹟完⑥定八四〇頁春師本⑦定九四二頁真蹟身延曾存⑧定一二四九頁真蹟身延曾存⑨定一二八八頁⑩定一三三八頁真蹟断存⑪定一四九七頁⑫定一六七九頁真蹟完⑬定一七六〇頁真蹟完。
- (10) 他の三書は①四條金吾女房御書定四八五頁②祈禱鈔(真蹟身延曾存)定六六八頁③法華初心成仏鈔(祐師目錄存)定一四一五頁。
- (11) 摩訶迦葉については開目抄定五六一・五六六・五九四(以上真蹟曾存)・八四一(春師本)・九四二(三(真蹟曾存)・一〇七九(真蹟断存)・一二四九(真蹟曾存)・一三〇〇(真蹟完)・一三三八(真蹟断存)・一五三三(興師本)頁等。須菩提は定四六・六六八(真蹟曾存)頁。迦施延は定二八五頁。目連は定四六・一八五・三七五・五六五・五九九(真蹟曾存)・一三四九(真蹟曾存)頁等。
- (12) 弘安元年作の時光殿御返事(興師本)に「あなりち(阿那律)と申人は、……法華經にては普明如来となるべきよし仏記給。」(定一五三二)。新池殿御消息(定一六三九―四〇頁)。窪尼御前御返事(興師本)定一七五三頁。等に見える。
- (13) 戒体即身成仏義(祐師目錄存)の「此法華經は三世の戒体也。……自身に一分の行無して即身成仏する也」(定一三頁)等の成仏観は、実は伝教大師の受戒の当処に仏種が頂戴され、即身成仏するという受戒成仏の教学を受容したものであるという。伝教教学の骨子の影響が三十九歳作の十法界明因果鈔(進師本)にも残存し、「衆生受<sub>レ</sub>二<sub>レ</sub>仏戒<sub>一</sub>即入<sub>二</sub>諸<sub>レ</sub>位<sub>一</sub>」<sub>二</sub>という速疾頓成の戒の表現、つまり仏戒成仏(受戒成仏)が見られる。が、次第に日蓮聖人には独自の成仏観であるところの南無妙法蓮華經を離れての成仏は絶体<sub>一</sub>にあり得ないと形成されて至るのである。
- (14) 『日蓮教学研究所紀要』第二十号(創刊二十周年記念号)に於て論じているので参照されたい。